

社会福祉法人師勝福社会評議員会議事録

1 開催日時

平成27年12月14日（月）午前10時05分

2 開催場所

セルプしかつ 会議室

3 出席者

評議員 大口正文、大野忠儀、伊藤一雄、小島政子、野津久子、大野 厚、
鈴木明美、福永光彦、吉田彩子、門出百合子、清水孝司（施設長）

欠席評議員 酒井郁子、茲出五月

出席監事名 青山喜代一、赤堀 晋

事務局 後藤俊明、牧野良紀

4 審議事項

第1号議案 平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第1次補
正予算について

第2号議案 社会福祉法人師勝福社会就業規則の一部改正について

第3号議案 臨時職員就業規則の全部改正について

第4号議案 社会福祉法人師勝福社会育児・介護休業等に関する就業規則の一
部改正について

第5号議案 社会福祉法人師勝福社会個人情報保護規程の制定について

5 定足数

評議員定数13人中11人の出席。定款第13条第6項の規定により半数以上
の出席を得ており、この評議員会は成立した。

6 議事の顛末

○あいさつ

理事長あいさつ

○議長選出

議案の審議に先立ち、定款第13条第5項の規定により、議長の選任について
諮ったところ、大口正文評議員を議長に推薦する声があり、大口正文評議員が議
長となった。

○議事録署名者選出

議事録署名者の選出に当たり、次の2人が指名された。

評議員 福永光彦 ・ 評議員 清水孝司

○議 事

議 長 まず、「第1号議案平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第1次補正予算について」諮ります。内容については、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第1号議案 平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第1次補正予算について」説明させていただきます。

「第1号議案 平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第1次補正予算について」をご覧ください。

社会福祉法人師勝福社会定款第22条の規定に基づき、平成27年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第1次補正予算について、別紙のとおり評議員会の議決を求める。

平成27年12月14日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

1ページをご覧ください。

平成27年度社会福祉法人師勝福社会の社会福祉事業収支第1次補正予算

平成27年度社会福祉法人師勝福社会の社会福祉事業収支第1次補正予算は、次に定めるところによる。 …

大野評議員 この説明を先にされると、質問の意味がなくなるので、先に質問させていただきます。

別紙の1ページを見ると、総額から17万円を減額するとなっており、この部分だけを見ると、補正しなくてもよいのではないかと考えてしまう。どういう理由で増額したのか、あるいは減額したのか。例えば、人件費支出の減額は、施設長の賞与分の減額だと思うが、それぞれの増減理由を説明してから、結果として総額を示すのが本来の姿ではないか。

事務局 今回議案の提出に当たっては、まず総額をお示しさせていただいてから、別表と明細書により、その内容を説明させていただくものです。また、内容を説明する前に質問をされ、今ここでその質問にお答えしても、他の評議員・理事には、何を質問し、どう答えたのか、分からないと思います。これから、順次、説明をさせていただきますので、議事にご協力をお願いします。

大野評議員 分かった。しかし、他の評議員・理事には分からないという言い方は、失礼である。

事務局 資料に基づき説明。

< 別紙1 >

議 長 ただ今、説明のありました内容について、質問がありましたら承ります。

伊藤評議員 収入増 283 万円の中で、障害支援区分が上がったことによるものが含まれているという説明であったが、障害支援区分の増加は今後も定期的に考えられるものか。

事務局 障害支援区分の見直しは、利用者ごとに期間が定められており、障害程度区分から障害支援区分に変わったことにより、知的障害者の特性等がより反映されるようになり、区分が高めに出ることが傾向としてあります。今後についても、そういう傾向はあるが、定期的なものとしては考えにくいと思います。

野津評議員 本人の能力の低下により区分が上がったものなのか、セルフしかつの支援の仕方が原因で上がったものなのか。

事務局 利用者個々の特徴や特性が反映された形での上昇だと思われます。

議長 他に質問はないようですので、採決に入ります。

「第 1 号議案平成 27 年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第 1 次補正予算について」承認いただけましたら挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第 1 号議案平成 27 年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支第 1 次補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

続きまして、「第 2 号議案社会福祉法人師勝福社会就業規則の一部改正について」諮ります。内容につきましては、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料に基づき説明。

< 別紙 2 >

議長 ただ今、説明のありました内容について、質問がありましたら承ります。

伊藤評議員 就業規則の改正について、文言の整理等が多いが、どこかに規則の改正を報告するのか。文言の整理だけなら不要ではないのか。

事務局 個人番号の取扱いについての規定を定めることに併せて、文言や条例を整理させていただいたもので、評議員会・理事会終了後、労働基準監督署へ就業規則の変更届を提出させていただく予定です。

事務局 法令文にはセオリーがあり、決まったルールの中で作成し、誰が見ても共通の解釈となるよう整理するものであります。

吉田評議員 育児休業について、職員は取得できるのか。

事務局 育児休業等については、改正後の規則 26 条において定めておりますので、取得できます。育児短時間労働の規定も定めておりますので、少し分かりづらくもありません。

吉田評議員 公務員は 3 年だが、期間は 1 年か。

事務局 子どもが1歳になるまでです。

議長 他に質問はないようですので、採決に入ります。

「第2号議案社会福祉法人師勝福社会社会就業規則の一部改正について」承認いただけましたら挙手をお願いします。

各評議員 挙手多数。

議長 挙手多数でございますので、「第2号議案社会福祉法人師勝福社会就業規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第3号議案臨時職員就業規則の全部改正について」諮りたいと思います。内容につきましては、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料に基づき説明。

< 別紙3 >

議長 ただ今、説明のありました内容について、質問がありましたら承ります。

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第3号議案臨時職員就業規則の全部改正について」承認いただけましたら挙手をお願いします。

各評議員 挙手多数。

議長 挙手多数でございますので、「第3号議案臨時職員就業規則の全部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第4号議案社会福祉法人師勝福社会育児・介護休業等に関する就業規則の一部改正について」諮りたいと思います。内容につきましては、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料に基づき説明。

< 別紙4 >

議長 ただ今、説明のありました内容について、質問がありましたら承ります。

議長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第4号議案社会福祉法人師勝福社会育児・介護休業等に関する就業規則の一部改正について」承認いただけましたら挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議長 全員の方に挙手いただきましたので、「第4号議案社会福祉法人師勝福社会育児・介護休業等に関する就業規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第5号議案社会福祉法人師勝福社会個人情報保護規程の制定について」諮りたいと思います。内容につきましては、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料に基づき説明。

< 別紙5 >

議 長 ただ今、説明のありました内容について、質問がありましたら承ります。

議 長 質問はないようですので、採決に入ります。

「第5号議案社会福祉法人師勝福祉会個人情報保護規程の制定について」承認
いただけましたら挙手をお願いします。

各評議員 挙手全員。

議 長 全員の方に挙手いただきましたので、「第5号議案社会福祉法人師勝福祉会個人情報保護規程の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

次に、その他でございますが、セルフしかつの運営等に対し、質問、意見等
はありますか。

ないようですので、事務局から何かありますか。

事務局 机上に配布させていただきましたが、社会福祉法人として財務諸表につ
いてインターネット上での公表が義務付けられたことや、広く事業活動等を公
開することで、事業運営の透明性を図ることを目的として、セルフしかつのホ
ームページを9月14日に開設いたしました。

内容については、「トップページ」「法人情報」。「法人情報」の中に財務諸表
が掲載してあります。「施設概要」「生活介護事業」等「事業」の紹介。そして、
それぞれの画面の下に「個人情報保護に関する方針・プライバシーポリシー」
に係るリンクボタンが掲載してあります。

次に、報告ですが、9月9日（水）台風18号の影響で、午前5時33分に
暴風警報が発令されたことに伴い、利用者の方は自宅待機とさせていただきます
ましたが、午前10時30分に暴風警報が解除され、午後1時から施設を開所い
たしました。

行事予定として、

12月17日（火）午後2時30分から「クリスマス会」

1月16日（土）午前10時から午後1時まで、北名古屋市商工会青年部O
B会主催による「にしはるひまわり作業所との合同もちつき大会」

1月21日（木）午前11時から「保護者会主催による新年会」

2月12日（金）午後、尾張中央ロータリークラブの支援事業による「にし
はるひまわり作業所との合同ボウリング大会」

次に、現在、来年度の事業について検討しているところですが、セルフしか
つの喫茶室の営業日を拡大できないか、考えております。

このセルフしかつでは、市の事業として、第1・第3水曜日に男性料理会と

食生活改善委員による「ふれあい食堂」を開業しており、大勢の方にご利用いただいています。それに併せて、毎週水曜日には「ふれあい喫茶」と称して、喫茶店を開業しており、市民には“セルフしかつをより知っていただく”、利用者にとっては“接客を通して一般住民と触れ合い、本人の成長を促す機会”と捉え、事務局としても非常に意義のある事業であると考えております。また、保護者からも利用者の自立に向けて、非常に期待を持って協力をしていただいています。

しかしながら、第1・第3水曜日以外は、なかなかお客さんが少ないというのが現状で、何とかもう少しお客さんを増やせないか、と考えているところであり、保護者からも喫茶室の活用について、もう少し活用できないか、ご意見・ご要望をいただいております。また、せっかく、珈琲の豆、挽いた豆でございしますが、その豆も一旦開封すれば、残った珈琲の豆はどんどん酸化し風味がなくなっていくます。折角開封したら、少しでも早く使い切りたいとも思っています。

お客さんが少ない原因としては、

- ① そもそもセルフしかつの前を通る人が非常に少ない。車も殆ど通りません。
- ② 営業日が水曜日だけである。
- ③ メニューが珈琲・紅茶だけ。
- ④ たまにセルフしかつで珈琲を飲もうと思っても、ほとんど休み。

というところだと考えております。

現在、利用者の工賃倍増計画として、倍増とまではいきませんが、少しずつでも工賃を増やすことができないか、県の工賃向上研修などを通して作業の見直しを検討中でございます。「ふれあい喫茶」の珈琲は、元々1杯200円ですが、市から、1杯につき50円の援助をいただいているため、現在は1杯150円で珈琲を提供しているところでございます。つまり、1杯150円の珈琲で200円近い利益があるということで、一人でもお客さんが増えれば150円以上の利益があることとなります。珈琲を飲んだついでに、クッキーを買っていただくお客さんもあります。

そこで、利用者の社会人としての意識、あるいは緊張感。また労働意欲の向上、あるいは世間との窓口の拡充、そして利用者の工賃倍増計画の一環としても、少しでもお客さんを増やすため、来年4月から、セルフしかつの営業日には、祝祭日や特別な日を除き、毎日、喫茶店も営業できないか、と考えているところでございます。もちろん、一般の喫茶店のようにサラダや卵の付いたモーニングサービスや難しいメニューは提供することはできませんが、1杯150

円という珈琲代で、ちょっと“ゆっくりしていただければ”そして、“障害を持っている利用者が社会の一員として頑張っている姿を一人でも多くの住民に見ていただければ”と思っております。

このセルフしかつが開業した当時は、毎日営業していましたが、お客さんが少ないため閉店したという経緯は承知しておりますが、せっかく、毎週水曜日に「ふれあい喫茶」を開業しているなら、水曜日だけという中途半端な形ではなく、“より広く・多くの住民の皆様セルフしかつに来ていただいて、セルフしかつを知っていただく。”地域の方の憩いの場として、“ちょっと散歩のついでに寄っていただく。”

とにかく、“いつ来ても珈琲が飲める。”このように方向を転換させていただきたいと考えているところでございます。

議長 ただ今の件について、ご意見はありませんか。

吉田評議員 ホームページにいろいろ活動を載せると思いますが、これからの行事予定を掲載していただくと、ボランティアの協力もしやすい。多くの住民が閲覧している。

事務局 ボランティアの活動についても、随時、載せていきたいと思えます。

野津評議員 営業時間は、何時から何時までか。

事務局 午前10時から午後3時30分までです。

議長 他に意見等はないようですので、本日の評議員会はこれで閉会します。
(閉会11時53分)

以上、議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。

平成27年12月14日

議長 大 口 正 文

議事録署名者

議事録署名者